

新型コロナウイルス感染症予防接種の説明書（令和6年度）

※接種前に必ずお読みください※

●対象者 / 次のいずれかに該当する方

- ① 接種当日に65歳以上になる方
- ② 接種当日に60歳以上65歳未満で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方

●接種期間 / 令和6年10月1日（火）から令和7年1月31日（金）※医療機関の休診日を除く

●接種回数 / 接種期間中に1回

●費用 / 3,300円

●持ち物 / 本人確認書類（マイナンバーカード等）、対象者②の方は身体障害者手帳、又は医師の意見書

1. 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

人や動物における国内外で実施された研究等により、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する効果が認められたと報告されています。

2. 新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。まれな頻度でアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きた場合は、医療機関ですぐに治療を行うことになります。また、メッセンジャーRNA ワクチンでは、頻度としてはごくまれですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。

3. 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方（一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。）
 - ② 重い急性疾患にかかっている方
 - ③ ワクチンの成分に対し、重度の過敏症（アナフィラキシー等）の既往歴のある方
 - ④ 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方
- 上の①から④に入らなくても医師が接種不適当と判断した場合は接種できません。

4. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナウイルス感染症予防接種によって健康被害が生じた際も、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられる場合があります。手続き等については、鴻巣市健康づくり課（鴻巣保健センター）にお問い合わせください。

接種後、医療機関から交付される予防接種の記録（予防接種済証）は、大切に保管しておきましょう。